

平成 27 年度財政援助団体等監査措置状況報告書

2 意見・要望事項措置状況

(1) 補助金交付申請及び補助金額確定に係る添付書類について

ア	公益財団法人目黒区国際交流協会、文化・交流課
意 見 ・ 要 望 事 項	
<p>公益財団法人目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例施行規則第 2 条第 4 号では、補助金交付申請時の添付書類として貸借対照表及び収支計算書を定めている。当該法人における補助金交付申請時の添付書類のうち収支計算書としては、26 年 2 月 28 日現在の収支計算書が添付されているが、当該法人の決算確定後になって追加提出された書類は正味財産増減計算書であった。これは、公益財団法人においては、会計基準の改正により、収支計算書の作成義務がなくなったことなどによるためと考えられる。</p> <p>区においては、公益財団法人目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例施行規則を遵守した事務執行を行うとともに、補助金の適正な交付のあり方、他の補助対象団体に対する取扱いとの整合性等を踏まえ、補助金に係る添付書類について検証し、関係部局及び当該法人と協議されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	補助金に係る添付書類について、公益法人会計基準等を確認した上で、補助金の適正な交付のあり方、目黒区芸術文化振興財団をはじめ、他の補助対象団体に対する取扱いとの整合性等を踏まえ、財政課及び公益財団法人目黒区国際交流協会及び公益財団法人目黒区芸術文化振興財団と協議し、各団体の助成に係る条例施行規則の改正を検討することとする。

イ	健康福祉計画課
意 見 ・ 要 望 事 項	
<p>社会福祉法人目黒区社会福祉事業団及び社会福祉法人目黒区社会福祉協議会における補助金交付申請時の添付書類については、社会福祉法人に対する補助に関する条例及び社会福祉法人目黒区社会福祉協議会に対する補助に関する条例では、補助金交付に係る理由書、事業計画書及びこれに係る予算書、その他区長が必要と認める書類などを定めている。</p> <p>両者は、法人種別としては、同じ社会福祉法人であるが、両法人における補助金交付</p>	

申請時の添付書類は、不統一であり、区長が必要と認める書類として指定する書類についても具体的に示していない状況である。

区として、目黒区補助金等交付規則の規定や公益財団法人等に対する補助金交付申請時の事務処理に関する規定も考慮し、補助金に係る添付書類について、できる限り統一的な取扱いとなるよう検討されたい。

所 属 名	措 置 状 況
健康福祉計画課	<p>社会福祉協議会については、「社会福祉法人目黒区社会福祉協議会に対する補助に関する条例」第3条及び「社会福祉法人目黒区社会福祉協議会に対する補助に関する条例施行規則」第2条に定める書類を添えて申請をすることとなっている。社会福祉事業団については、目黒区補助金等交付規則第6条に定める書類を添えて申請することとなっている。</p> <p>今後は、関係規定に基づき、補助金に係る添付書類について統一していく。</p>

ウ	障害福祉課
意 見 ・ 要 望 事 項	
<p>社会福祉法人愛隣会、社会福祉法人みきの会、特定非営利活動法人青松の会及び特定非営利活動法人フードコミュニティ目黒に対する事業補助金について、補助金額の確定に係る事務処理を行う際に必要となる各団体からの補助金の実績報告書の提出期限を27年4月27日としているが、当該補助対象年度の末日である27年3月31日付けで実績報告書が提出され、同日付けで補助金額が確定されていた。しかし、実績報告書の添付書類である法人決算書の団体による作成は事後に行われ、障害福祉課に提出されており、3月31日付けで提出することはできない状況であった。</p> <p>区として、補助金額確定に必要な補助対象団体からの補助金の実績報告書提出における補助対象団体での内部手続を確認し、補助金額確定に係る事務処理手続について検討されたい。</p>	

所 属 名	措 置 状 況
障害福祉課	<p>補助金の実績報告の提出については、要綱に規定されている30日以内に提出期限を設定している。補助金交付確定は実績報告書の収受日以降の内容を確認した日とし、法人全体の収支決算書等については、法人理事会総会（5月末～6月初め）において承認後添付することを起案理由に明記の上、補助金交付確定事務を遂行することを確認した。</p>

(2) 住区センターの管理について

ア	下目黒住区住民会議・東部地区サービス事務所、各地区サービス事務所
意見・要望事項	
下目黒住区センターは、26年8月から9月まで施設を閉館していたが、閉館中の管理態勢は開館時と同じ態勢で行われていた。住区センターの閉館時においても施設の受付等の事務処理は必要であるが、施設の閉館時における態勢について、開館時と同一の態勢が必要かどうか検討されたい。	
所 属 名	措 置 状 況
東部地区 サービス事務所、 各地区サービス事務所	住区センター閉館中であっても、コピーサービス使用料や会議室等使用料の収入・還付等に関わる業務は行われており、金銭の多重点検や外部からの安全を確保するためには、現行の2名体制が必要である。

イ	下目黒住区住民会議・東部地区サービス事務所、各地区サービス事務所
意見・要望事項	
下目黒住区センター内の構成施設である住区会議室と老人いこいの家の休館日が異なっているが、施設管理の効率化などの観点から休館日の統一について検討されたい。他の住区センターについても同様の状況があれば検討されたい。	
所 属 名	措 置 状 況
東部地区 サービス事務所、 各地区サービス事務所	<p>分室を含む24箇所の住区センターのうち、15施設に老人いこいの家が併設されている。このうち4箇所の住区センターでは、老人いこいの家と同様に日曜日が（一部）休館とされているが、下目黒住区センターを含むその他の住区センターでは、異なる曜日となっている。</p> <p>複合施設の施設維持管理を効率化する観点からは、休館日を一本化することが望ましいとしても、住区センターの設置時の実情を踏まえたものであり、住区センターの施設管理とサービス提供に関して関係者で協議をしていく。</p>

(3) 住区住民会議における事務処理等の支援について

ア	鳥森住区住民会議、北部地区サービス事務所
意見・要望事項	
<p>鳥森住区住民会議では、収支計算書に特別事業補助金が混在して記載されていた。</p> <p>特別事業補助金は、地区における住区イベントに対する補助金交付要綱に基づき、鳥森住区まつりキラキラワールドに対して交付されたものである。</p> <p>北部地区サービス事務所は、補助金に係る実績報告書等が提出された際に、会計処理が適切になされているかを確認し、正しい会計処理がなされるよう支援されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
北部地区 サービス事務所	住区イベント補助金は、地域住民の交流の場と機会の充実を図るため、住区住民会議と団体や個人が実行委員会を結成して実施するイベントに交付するものであり、住民会議の関わりも大きいことから住区住民会議の年間行事計画等にも組み込んで取り組んでいる。会計上は別途処理しているものであり、収支計算書作成に当たっては、会計区分を混同しないよう今後も適切に助言する。

イ	下目黒住区住民会議、東部地区サービス事務所
意見・要望事項	
<p>下目黒住区住民会議では、住区まつり準備金予算額320,000円のうち執行額は、163,562円であり、執行残額の156,438円は、翌年度への繰越金となっているが、収支計算書及び実績報告書への記載については、住区まつり準備金繰越金として明記されていなかった。</p> <p>東部地区サービス事務所は、補助金に係る実績報告書等が提出された際に、会計処理が適切になされているかを確認し、正しい会計処理がなされるよう支援されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
東部地区 サービス事務所	<p>指摘のとおり、本来は繰越金または積立金として明記されなければならないにもかかわらず、支出金としての記載となっていた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、東部地区サービス事務所として適切に支援していく。</p>

ウ	大岡山東住区住民会議・南部地区サービス事務所、 各地区サービス事務所
意見・要望事項	
<p>大岡山東住区住民会議の活動に対する補助金については、当該住区住民会議からの補助金の実績報告に基づき南部地区サービス事務所が起案し、補助金の額を4月16日に確定しているが、当該住区住民会議への補助金確定通知は、当該住区住民会議の5月25日の総会で事業実施報告書・活動結果報告書が承認された報告を受けた後に起案処理をしていた。</p> <p>地区サービス事務所で作成している26年3月改定の「住区住民会議の会計処理について」のマニュアルでは、4月に確定通知書を送付するとしている。</p> <p>住区住民会議に対する補助金の確定及び通知の考え方は、全ての住区住民会議に共通するものであるため、マニュアルに沿って対応されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
南部地区 サービス事務所、 各地区サービス事務所	平成28年度版のマニュアルから適切に処理するよう指導する。

エ	大岡山東住区住民会議、南部地区サービス事務所、 各地区サービス事務所
意見・要望事項	
<p>大岡山東住区住民会議では、補助金を使用して10万円の防災倉庫を購入していた。住区住民会議における物品の管理の適正化を図る観点から、一定の額以上の物品を住区住民会議が所有する場合にあっては、財産目録などの作成を検討されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
南部地区 サービス事務所、 各地区サービス事務所	備品は、住区会議室設置時のもの、その後、区が購入したもの、住民等からの寄付によるものなど、様々であり備品の管理方法について住区住民会議とも協議していく。

オ	大岡山東住区住民会議、南部地区サービス事務所
意見・要望事項	
大岡山東住区住民会議では、活動結果報告書において、予備費からの支出が記載されていなかった。	
所 属 名	措 置 状 況
南部地区 サービス事務所	補助金の経理処理が適切に行われるよう状況を確認しながら、必要な支援を適切に行う。

カ	各地区サービス事務所
意見・要望事項	
上記第2監査の結果、1指摘事項（4）及び（5）並びに2意見・要望事項（2）及び（3）については、地区サービス事務所長会などで検討し、住区住民会議に対し適時・適切に支援されたい。	
所 属 名	措 置 状 況
各地区 サービス事務所	本指摘事項のような各地区サービス事務所共通の事項については、地区サービス事務所所長会等で検討し、同様の誤りがないよう記載内容を丁寧に確認するとともに、住区住民会議に対して、きめ細やかな支援を行っていく。

(4) 宗教法人光聖寺に係る経費区分等について

	宗教法人光聖寺、保育課
意見・要望事項	
<p>監査資料として提出された収支計算書及び認証保育所運営費補助金実績報告書については、説明聴取において、補助事業会計と本部会計との経理区分や経理処理が明確ではないものが見受けられた。当該法人においては、これらの経理区分及び経理処理を明確にするとともに、保育課は、補助金と関連する経理区分や経理処理について確認し、適正な処理がなされるよう指導されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
保育課	<p>今回の指摘を受けて、当該法人に経理区分及び経理処理の明確化を求め、適正な処理がなされた書類の提出を受けた。本部会計に係る繰入金等についてなど、補助金と関連する経理区分や経理処理が適正に処理されるよう、今後とも事業者を指導していく。</p>

(5) 保育関係施設における会計処理に対する指導等について

	保育課				
意見・要望事項					
<p>子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て支援法第38条及び第50条の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する区の指導監督権限が明確化されたことに伴い、指導検査を担当する組織として、27年度から、保育課に保育施設指導検査担当係長が設置された。</p> <p>また、認証保育所や定期利用保育事業等の認可外保育施設に対しては、当該認可外保育施設に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を支給しており、補助金の適正使用の観点から、必要に応じて報告要求・調査・立入り等の指導検査を行う権限がある。</p> <p>これらの保育関係施設における会計処理が適正になされているかの確認・指導には、社会福祉法人会計、企業会計、複式簿記等に関する一定の専門的知識が必要である。</p> <p>他の自治体においては、保育関係施設における会計処理に対する指導検査に当たり、専門的知識経験者を活用し、対応しているところも見受けられる。今後、区の指導検査状況を踏まえ、他自治体の取組なども参考にしながら、保育関係施設における会計処理に対する指導検査が更に適切に遂行されるよう検討されたい。</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">所 属 名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">措 置 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">保育課</td> <td style="padding: 10px;"> <p>会計処理に関する指導検査については、現在東京都が指導検査基準を定め、立入り調査を行っており、区も立ち会っているところである。私立認可保育所や小規模保育所など他の類型の指導検査基準や対応等も踏まえた上で、専門的知識経験者の活用の有無も含め、認証保育所や定期利用保育事業等への会計処理に関する指導検査のあり方については、適正な運営が確保できるよう検討していく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		所 属 名	措 置 状 況	保育課	<p>会計処理に関する指導検査については、現在東京都が指導検査基準を定め、立入り調査を行っており、区も立ち会っているところである。私立認可保育所や小規模保育所など他の類型の指導検査基準や対応等も踏まえた上で、専門的知識経験者の活用の有無も含め、認証保育所や定期利用保育事業等への会計処理に関する指導検査のあり方については、適正な運営が確保できるよう検討していく。</p>
所 属 名	措 置 状 況				
保育課	<p>会計処理に関する指導検査については、現在東京都が指導検査基準を定め、立入り調査を行っており、区も立ち会っているところである。私立認可保育所や小規模保育所など他の類型の指導検査基準や対応等も踏まえた上で、専門的知識経験者の活用の有無も含め、認証保育所や定期利用保育事業等への会計処理に関する指導検査のあり方については、適正な運営が確保できるよう検討していく。</p>				